



老松公園の小便小僧

65年前、関門海底国道トンネルの開通を記念して1958年に開催された世界貿易産業大博覧会の会場となった公園です。

(写真提供：九州北部税理士会)

発行者
門司青色申告会 (公社) 門司法人会
門司間税会 九州北部税理士会門司支部
門司小売酒販組合 門司税務相談所

● 着任のごあいさつ ●

門司税務署長

是 木 太久也



本年7月の定期人事異動により、第56代門司税務署長を拝命いたしました是木でございます。

門司税務推進協議会の皆様方におかれましては、平素から租税教育・e-Taxの普及拡大をはじめとした税務行政全般につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、北九州地区の税務署勤務は初めてでございますが、小（大里南小）・中（柳西中）・高（門司高）と学生時代の大半を門司で過ごしましたので、今回の人事異動により、門司税務署勤務となり、懐かしさとともに喜びを感じているところでございます。

一方で、私の母校（高校）が統廃合により名称が変わり、また、私が学生時代に利用していた路面電車も今はなく、門司地区が時の流れとともに変化したことを感じております。

しかしながら、門司税務署着任後、風師の緑豊かな山並み、関門海峡の青い海、門司港駅をはじめとする歴史的建造物を目の当たりにし、当時と何ら変わらない情景と魅力溢れる町であることも改めて実感しているところでございます。

これからの一年間、皆様方のご支援を賜りながら、全力を尽くして職責を果たす所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ここ数年続いた新型コロナウイルス感染症の影響が、ようやく落ち着きを見せ、社会活動も以前の状況に戻りつつあります。

このコロナ禍を経験することで、税務行政においても、申告・納税のデジタル化をより一層推進し、e-Taxによる申告・申請など、DXに対する取り組み、BPRの推進に努めているところでございます。

門司税務推進協議会の皆様方には、これまでも多大なご協力をいただいておりますが、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、本年10月から、いよいよ消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書保存方式）が開始されます。

再度のお願いになりますが、国税当局としましては、円滑かつ確実な導入に向けて、事業者の皆様が制度の内容を十分ご理解いただけますよう、きめ細やかな周知・広報と丁寧な相談・指導に継続して取り組んでおります。

この点につきましても、門司税務推進協議会の皆様方の温かいご支援と格別のご高配を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

最後になりますが、門司税務推進協議会の益々のご発展と、皆様方のご健康、事業のご繁栄を心から祈念申し上げ、私の着任の挨拶とさせていただきます。

《適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先》

- 適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553(無料) **【受付時間】**9:00~17:00(土日祝除く)

- 適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「特集インボイス制度」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)

をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています。)



門司税務署職員の定期人事異動

(令和5年7月10日発令)

【転出者】() は新任地等 ……………

署長 佐藤 芳美
(熊本局・審判所・総括審判官)

●総務課

課長 川崎 佳典
(局総務・総務・補佐)

●個人課税部門

統括官 井田 恒敏
(福岡・個人・審専官)

上席 平岡 茂樹
(定年退職(再任用)田川・個人・調査官)

上席 横溝 佳江
(小倉・特官付(所)・上席)

●法人課税部門

上席 村田 重信
(小倉・法人3・統括官)

調査官 伊東 尚輝
(局課税二・消費・実査官)

【転入者】() は前任地等 ……………

署長 是木 太久也
(局徴収・特整1・統括官)

●総務課

課長 中尾 基治
(長崎・資産1・統括官)

●個人課税部門

統括官 城島 洋一
(福岡・個人4・統括官)

上席 南里 美也子
(小倉・個人2・上席)

事務官 江口 郁弥
(久留米・個人3・事務官)

●法人課税部門

調査官 伏原 優毅
(筑紫・法人3・調査官)

事務官 中山 彩歌
(久留米・法人2・事務官)

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。※届出書の届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダーライター)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。

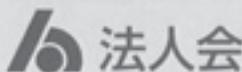


e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期間から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがありません。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 検索



会 務 報 告

令和4年度は「税制度」の啓蒙啓発活動として次の事業を実施した。

1 「街頭啓発」を実施

「税を考える週間」初日に、門司税務署より署長及び署幹部職員参加のもと門司港地区の栄町銀天街一帯等で街頭啓発を実施した。

2 その他広報誌などによる広報活動

当会の機関誌「風師」を始め、関係団体の機関誌に「税を考える週間」時の行事、確定申告に関する電子申告納税制度の利用促進等を掲載または掲載依頼し、税に対する広報活動を実施した。

3 「税」に関する作文を募集

6～8月にかけて当会は高校生を対象に、構成団体である門司納税貯蓄組合連合会は中学生から「税」に関する作文を募集した。

なお、入賞者には、門司税務署長賞をはじめ各種賞で顕彰した。

中学生の部	参加校数	8校
	応募数	539点
高校生の部	参加校数	4校
	応募数	236点



4 「租税教室」の開講

以下7校、521名の小学生にご参加いただきました。

日 程	テーマ	講師担当	学 校 名	人員
令和4年10月18日	税金のしくみについて	法人会青年部会	松ヶ江南小学校	111人
令和4年10月21日	税金のしくみについて	法人会青年部会	大里柳小学校	105人
令和4年11月22日	税金のしくみについて	法人会青年部会	萩ヶ丘小学校	72人
令和4年12月6日	税金のしくみについて	法人会青年部会	大里南小学校	63人
令和4年12月13日	税金のしくみについて	法人会青年部会	松ヶ江北小学校	13人
令和5年1月19日	税金のしくみについて	税 理 士 会	西門司小学校	101人
令和5年2月7日	税金のしくみについて	税 理 士 会	大里東小学校	56人



佐伯 栄

つい最近、学生時代からの友人と酒を飲む機会があった。

他愛もない話から、「毎週土曜日、BSテレビ東で「男はつらいよ」シリーズの第1回から再放送されているけど見ているか」と聞いたが、やはり、見ているとのこと。彼とは、その昔、「男はつらいよ」シリーズを見る仲間であった。特に、寅さん人気に伴い昭和50年当時、映画館で寅さん3本建てが上映されていた。一挙に3本上映であって、朝から出かけたものである。

テレビを見ていると、妻から「何回、見たら気が済むの」のだめ出し。何度見てもやめられない映画である。

縞のダブルのスーツに腹まき、雪駄に四角い鞆。一年中旅暮らし、たまに旅の疲れをとるかのよう、温かい家庭の味を求めて、叔父夫婦、かわいい妹さくらのもとに帰る。人生の煩わしさから離れ、人間らしく生きている寅さんに、あこがれを感じていた。

最近では、国民健康保険や国民年金に加入しているのかな、優しいおいちゃん、おばちゃんのことだから、寅さんに代わって、保険料を払っているだろうなど、勝手に想像する次第である。さらに、しっかり者リリー（歴代最多出演マドンナ：浅丘ルリ子）と結婚をしていたら、草だんご屋「とらや」は結構、繁盛しているだろうと。

一方、西洋の喜劇役者にチャップリンがいる。山高帽に、大きなドタ靴、ちょび髭にステッキ、お決まりの格好で哀愁のある笑いを提供していた。

1977年は就職の年である。チャップリンの没年ということもあって、ある会社の入社試験に「チャップリン」という題材で作文が出題された。両者とも独特な扮装で笑いを提供していたこともあって、寅さんに話を絡めた記憶がある。数多く映画を見て功を奏したと、ほくそ笑んだものだが、結果は不合格。

両者に共通するのが、決まった格好と美女が登場するところである。

チャップリンの場合、彼をささえる美女がいてハッピーエンドになっているが、寅さんは、毎度のごとくハッピーエンドにならず、失恋する。（時に自分から身を引く場合もある。）そして、傷心の寅さんは旅に出る。旅の風に吹かれて、吹っ切れたかのように、祭りでの得意の名調子。また、新たな出会いと新たな恋をする。

第50作男はつらいよ「お帰り寅さん」の中で、甥の満男が年を取ったりリリーさんから寅さんとの結婚に至らなかった昔話を聞き、彼が寅さんを評して「それが伯父さんなんだよ。人生の大事な局面にぶつかる、急に怖くなり決定を先延ばしにする。つまり自分から逃げだしてしまう。それが伯父さんのダメなところなんだ。」

それを受けて、リリー（浅丘ルリ子）が「そうね。ダメな人ね。だけど、私はそのダメなところが好きなのよ。困ったことに」と。

リリーさんは、そんな弱い寅さんを認めている。我々もそれに共感している。



仲間意識と「勢い」で、 組織運営を平常の姿に戻そう

新しい年度を迎えた。各地の青色申告会では、理事会で事業計画を慎重に審議し、総会当日を迎えられたことと思う。新型コロナウイルス禍の行動制限などで会勢拡大は思うように進まず、廃業などの拡大により多くの会で会員数は減少した。会財政は会費収入が減少する一方で、事業活動の中止や延期を余儀なくされ、経費削減による縮小均衡の状態が続いた。指導・相談も3密対策のため、予約制を取り入れる会が増加。e-Taxの普及により、電子申告が主流となるなど、あらたな環境が定着した。

新型コロナは収束傾向にあり、政府の方針により5月8日から感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症に該当しない5類感染症に変更された。経済がコロナ禍前に回復する傾向にあるなか、青色申告会も組織運営を平常の姿に戻すべく、不断の努力を積み重ねなければならない。

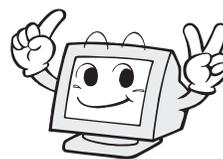
組織活動をコロナ禍前に戻すためには、会勢拡大が喫緊の課題だ。個人事業主をめぐる納税環境は、コロナ禍、法改正などで大きく変化した。本年10月からはインボイス制度が導入される。インボイス発行事業者の登録件数は、個人事業主で85万人を超えた(令和5年3月末現在)。インボイス制度導入にともなう変更以外に、あらたに課税事業者となった方は消費税にかかる記帳・集計、申告など学ぶことが数多くある。さらに、記帳義務の不履行に対する過少申告加算税の加重措置や帳簿書類の保存の有無

による事業所得と雑所得の区分判定など、記帳の重要性がさらに増している。

こうした納税環境の変化を、地域のコミュニティを通じ、個人事業主にいかに的確に伝えられるか。役員はもちろんのこと、青色申告会のファンである会員が伝え、会の仲間に迎え入れることもあるだろう。入会していただくためには、会の活動理念や存在意義を理解していただき、仲間意識を持っていただくことが大切である。

新型コロナが収束傾向にあるときだからこそ、それぞれの地域ですみやかに平時の状態に戻すべく協議を重ね、仲間意識を醸成し、関係省庁をはじめ各種団体・期間と連携して行動に移し、勢いを作り出すことが必要だ。

BLUE RETURN 6・7月号抜粋



一般社団法人
門司薬剤師会

会長 松丸博幸

事務所 門司区黄金町2-24
第3マナーハウス202号

TEL 391-3361 FAX 391-3381

税への感謝

早鞆中学校
巖洞 優侑

私は税について何も知らなかったんだなと思った。税について知っているのは消費税くらいで10%も払わなければいけないなんて少し嫌だった。でも税について調べていくうちに自分がどれだけ税に助けられているのかを知った。これをきっかけに税についてもっとふれてみようと思った。

国税庁のホームページを調べると、税についてふれやすい内容であり、年齢関係なく日本に住む全員が税についてもっと知るべきなんだと気付いた。もしも税金がなかったらというタイトルの気になる話題があったので見てみると、医療費が全て自己負担になると書かれていた。私は週に一度のペースで病院に通っているため、凄く税金に感謝しようと思った。気軽に通えていたのは、私を含め、全国民の皆さんが税金を払って下さっているからだと気付く事ができた。私は税に対して自分は払わなくても変わらないしメリットも無いとしか考えていなかった。しかし税金は多くの人を助けていた。自分がなさげなく思えた。他にも税金は公共サービスを支えてくれている事を知り、豊かで安心して暮らしていくには税が大切な存在である事、税がとても身近なものである事に気付いた。これからは税や私も払っている消費税に感謝しながら払っていききたい。

税について興味をもった私は、税金は何に使われているのか気になったのもっと深く調べてみた。やはり使い道でも、私たちたちの身近であると気付かされた。主に社会保障などの公的サービスに使われており、年金や医療福祉など、高齢化が進む日本にとって社会保障制度を安定的に持続させるために必要な事であると考えた。小・中と学校にも活用されていると知って驚いた。教科書の裏側を見てみると「この教科書は、これからを担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。」と書かれており、税に対しての感謝が深まった。

一方でこれから税率はどうなっていくのか疑問に思った。少子高齢化の現段階では、税率を下げていくのは難しいのではないかと思う。しかし税金を支払う事によるメリットが大きいのは変わらないし、税は切っても切り離せないものだと思うので現時点で消費税の増税はしかたの無い事だと思う。しかしまだ税についての知識が浅く、消費税しか払っていない為、年齢を重ねるごとにもっと税についてふれていけたらいいと思う。そして税への感謝を忘れないようにしたい。

公益社団法人

北九州市門司区医師会

会長 吉田 良

事務所 門司区小森江3丁目12番11号
電話 (371) 1567番
FAX (371) 6151番

健康を支える税の役割

門司学園高等学校

山本 あたる

私たちは、生活している限り、様々な税を納めています。これは、当たり前なことです。ふとしたときに税がどこへどれ程使われているのかを考えたり調べたりしても、私たちに目に見える形では使われておらず、身近でもないので想像しづらく、疑いや批判的な目を向けがちです。実際、私もそうでしたが、祖母のある出来事がきっかけで見方が変わりました。

二年前、祖母は心臓の病気で何度も病院に通って、最終的に手術も受けました。今でも薬を飲んでます。祖母が手術のため入院し、見舞いに行ったとき、

「税金のおかげで負担する費用が減った。」

と言っていました。税金で補償されているのといないのではもちろん差があり、お金がかかることを理由に手術を受けることを躊躇している人もたくさんいます。私たちも同様に予防接種やワクチンを無料または

補助してもらえたりと、誰もが幼い頃から税金に助けられ、健康を守ってくれていました。私はこの祖母が言った言葉から税金の役割に気づけました。また、それと同時に祖母の発したその言葉からは祖母のほっとした気持ちを感じ、税金は国民に安心を与える存在でもあることに気づきました。

現在のコロナ禍でも税金の存在を強く感じます。その代表的な例がワクチンです。無料で接種することができるので、誰でも平等に受けられます。もう一つ、無料検査所というのもあり、誰でも気軽にコロナにかかっているか、かかっていないかを検査することができます。これらの税金で運営されているサービスも、国民が健康に対して安心できる一つの材料の役割を果たしていることも、最近ニュースなどを見て、さらに実感しました。

このように、税は私たちの目に見えて物として現れることはあまりないので、果たして役に立っているのか、実感しづらいたですが、身近なことや当たり前なことに疑問をもち、税の役割を知っていくことで、税があることの意義を理解し、納得していくことができます。この意識が税だけでなく、国の制度の必要性を判断する能力を育てていくことができ、この国をよりよくできると思います。

一 般 社 団 法 人
門 司 歯 科 医 師 会

会 長 新 田 洋 司

北九州市門司区東本町二丁目3-10

電 話 (321) 6886 番
(321) 6887 番

戸上神社秋季大祭

宗教法人 戸上神社
是則 宗孝

今年の戸上神社の秋季大祭は、10月21日と22日です。

21日11時より戸上神社本殿にて正式祭典が行われ、14時より御神幸祭神輿が戸上神社を出発し、戸ノ上通りを通り本町二丁目に鎮座する八坂社にて塩搔神事（神輿と同行者を清める神事）。池田興業株式会社にて休憩、柳町商店街を通り柳御所にて御一泊。翌22日18時、柳御所を出発し戸上神社に還御。戸上神社の神輿が大里の町を御神幸し、氏子内の健康、家内安全、商売繁盛等の後利益を授けるとても勇ましい神事です。

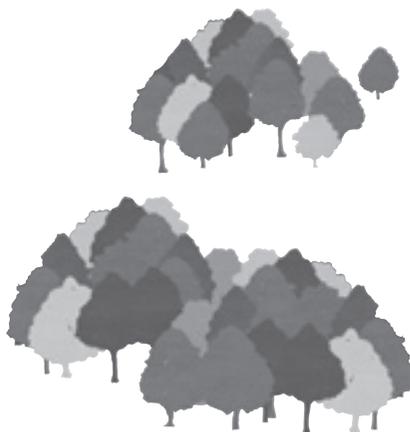
新型コロナウイルス感染予防の為、令和2年と3年は正式祭典のみ行われ、神輿の御神幸はまだ再開していません。江戸時代から続く昔ながらの懐かしい神事ですので今年も再開してほしいと願っています。

どうしても御神幸には多くの神輿の担ぎ手が必要です。再開が決まれば担ぎ手の募集をしますので、男性の皆様一人でも多くの御加勢を頂ければ幸甚です。

10月21日（土）と10月22日（日）の両日柳御所にて、奉納演芸、亀みくじ行事、大里商栄会のビール焼酎販売、街商組合の食物等の出店で多くの方の御参拝をお待ちしています。

10月10日 御振り神事
午前11時 上宮にて祭典（戸ノ上山山頂に鎮座する上宮より本宮に御神をお迎えする神事） 参加自由

10月23日 御昇り神事
午前11時 上宮にて祭典（御降り神事で本宮に降りて来られた御神体を上宮にお送りする神事） 自由参加



法人会は、「正しい納税、健全な経営、社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。あなたのご加入をお待ちしています。



公益社団法人 門 司 法 人 会

会長 野畑 昭彦

門司区栄町2番3号ニッチクビル3階
電話 (093) 332-2956 FAX (093) 332-2967

『子供たちの可能性』

門司間税会
河原 竜一

私が地元小学校のソフトボールクラブのコーチを始めて5年になります。

その間、多くの子供たちを見てきました。元気が良く感情を表に出してプレーする子やあまりしゃべらなくて感情を出さないけれど一生懸命にプレーする子、一人一人性格も年齢も能力も違う子供たちがチームに所属しています。

ほとんどの子供たちは、野球経験のない状態でソフトボールクラブに入部してきます。親御さんが野球好き、友達や兄弟が入っているから入部したりと動機は様々です。

指導（心・技術）には子供たちの状況に応じて段階があります。入部してして来た子供たちには、挨拶、お礼など気持ちを相手に伝える事の大切さや、時間を守る事、道具を大切にすること等、チームスポーツの基本を指導します。技術的な指導は、ボール、バッド、グローブに慣れてもらうようにします。当然、投げれない、振れな

い、捕れないからスタートします。

3カ月位すると、キャッチボールも出来るようになります。金属バットもぎこちないですが振れるようになります。この頃から練習を途中で辞めたり、きつくて座りこんでしまう子供はいなくなります。今までできなかった事が出来るようになって本当に楽しそうに練習するようになります。

指導も次のステップへ進んでいきます。練習中に声を出して守備をする、応援することを教えていきます。実戦的に打って、走って、守備をするを繰り返していきます。

6年生になると、指導というよりも助言に近くなってきます。下級生の事を考え、チームを引っ張って行くようになります。プレーでも自分たちで考えて、新しいことを試してみたりします。本当に心強い存在になります。

いつも思うことなのですが、子供たちの心・技・体の伸びしろ、将来の可能性の広さに驚かされます。そして、子供たちから学ぶ事もたくさんあります。入部した子供たちがたくましく成長していく姿を見ることが出来るというのは指導者冥利に尽きるというものです。

- 1 税 務 代 理
- 2 税 務 書 類 の 作 成
- 3 税 務 相 談

九州北部税理士会門司支部

支部長 白石克哉

所在地 門司区柳町3丁目7番4-2号
TEL 381-4833



北九州商工会議所管内 税務相談所

案ずるよりはまず相談

ホームページアドレス <http://zeisou.net/>

個人企業の皆さん

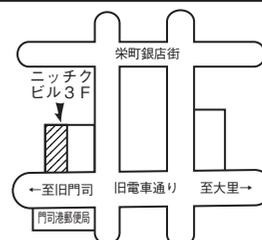
所得税と消費税の確定申告のご相談は

税務相談所へ

税金・経営事業資金

その他お気軽にご相談下さい。

門司税務相談所



〒801-0863 門司区栄町2-3 ニックビル3F
TEL 332-2380 FAX 321-2380

所長

さとう けんじ
佐藤 賢治

会員制度をとっており低料金です！

税務相談所は小企業者対象の指導機関ですので、高額所得者や、個別に税理士の指導を受けている方はご遠慮下さい。



消費税活かすみんなの間税会

門 司 間 税 会

会 長 前 川 善 一

事 務 局 門司区東本町1-1-7
(福屋建設株式会社内)

TEL 093-321-2885

FAX 093-321-2888

ありがとう、酒販会館

門司小売酒販組合
阿波 武夫

私はこの酒販業界に入り、この酒販会館とは、なんと、60余年もの永い間のお付き合いでありました。組合員の減少、高齢化、そして建物の老朽化、などで仕方なくこの度、手放す事に成りました。

寂しい気持ちでいっぱい6月のある日、「阿波さん、風師の当番ですよ！！」と理事長からFAXが入りました。会館に一番お世話に成ったと思うこの私に、会館を手放すこの時に、原稿の順番が回って来る、と言う、自然界では有り得ない様な不思議な現象が起こっている、そんな思いが致しました。組合役員、最古参の私ですが、会館に感謝の気持ちを込めて、思い出を書かせて頂きます。

今から約50年も前の事です。私が35歳血気盛んな年頃でした。酒販組合の中に酒販青年会と言う組織がありました。その頃、日本経済も立派な成長期。ご存じ“門司みなど祭り”には21校区から夫々選ばれたミス校区の大パレードがあり、門司の街はお祭り一色で賑わっていました。このパレードの後に続き私達酒販青年会は「県産酒愛好運動」と銘打って、門司区内にて販売されている、上位10歳の空の4斗樽4つを軽トラに載せ蔵元協賛の下、ねじり鉢巻ハッピー姿、軽トラック10台、街の賑わいに一役買って出た事が有ります。夜遅くまで、打ち合わせを何回も繰り返したのも、この会館であります。

また、これも青年会時代です。私達は酒販売業、つまり免許業者です。社会的責任

のある仕事をする者として当時、リサイクルされる空ビンは、ビール瓶と一升瓶だけでその他は全部ゴミ扱いでした。モットイナイ話だ、何とか再利用の方法は無いかと思ひ、そんな話から「資源を大切にする運動に参加しよう」をテーマに決めて、青年会の九州大会で意見発表をやりました。そのとき仲間達と夜遅くまで、原稿の中身を練り上げたのもこの私達のこの会館でありました。

そして、私が理事長に成った時、二階の大広間で、福岡国税局のご支援のもと、「パソコン教室」を4～5回開きました。婦人部を中心に14～15名が集まって、局の女性講師の下、熱心に勉強を致しました。お陰様で私も何とかパソコンが打てる様になり、便利で助かっています。

その他会館は、組合の総会、役員会、酒類販売管理者研修などの各種研修会、色々な思い出を沢山作ってくれた酒販会館でした。

会館への感謝の気持ちはいつまでも、いつまでも、組合員の心の中に温かく在り続くことでしょう。

ありがとう、酒販会館——

さようなら、酒販会館——

— お酒は20歳を過ぎてから、
適正飲酒は長寿の秘訣です。—
飲酒運転は絶対 ダメ ですよ。

門司地区酒類業懇話会

会 長 竹 内 隆 志

北九州市門司区錦町3-23

県税だより

「自動車税種別割について」

自動車を譲渡したり下取りに出したとき、又は自動車を友人や知人から譲り受けたときは、必ず運輸支局（又は自動車検査登録事務所）で「移転」又は「抹消」登録の手続きをしてください。手続きをせずにそのままにした場合は、前の所有者に自動車税種別割が課税され納税通知書が送付されます。

お問合せ先

自動車税係（電話）093-592-3501

「不動産取得税の軽減措置について」

新築住宅（新築未使用住宅の購入を含む。）は、次の要件に該当する場合に住宅の不動産取得税が軽減されます。

- ① 住宅（分譲マンションを含む。）は、床面積（車庫、物置等を含む。）が50㎡以上240㎡以下
- ② 賃貸共同住宅は、一戸につき40㎡以上240㎡以下

軽減内容は、住宅の価格から一戸につき1,200万円（長期優良住宅は1,300万円）を控除して税額が算定されます。

中古住宅、住宅用土地についても軽減される要件がありますので県税事務所にお問合せください。

お問合せ先

不動産取得税係

（電話）093-592-3502

「法人県民税・事業税の電子申告について」

福岡県における令和4年度の電子申告割合は80%超となり地方税ポータルシステム（eLTAX）の普及が進んでいます。電子申告だけでなく、設立届出や異動届出、更正請求等ほとんどの手続きが可能です。納付についても、事前登録した口座からダイレクト納付する方法やクレジット納付等ができます。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/>

お問合せ先

事業税係（電話）093-592-3512

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています！

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービス のご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様^(※1) 月1回^(※2)のご相談まで無料で
利用いただけます。

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Aflac

本サービスは、
アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

ご利用はこちらから



市税だより

「市税の9月以降の納期は、次のとおりです。」

- | | |
|-----|----------|
| 10月 | 市県民税 第3期 |
| | 17日～31日 |
| 12月 | 固定資産税第3期 |
| | 17日～28日 |
| 1月 | 市県民税 第4期 |
| | 17日～31日 |
| 2月 | 固定資産税第4期 |
| | 17日～29日 |

市県民税の申告は、出来る限り郵送での申告をお願いいたします。

「口座振替（自動払込み）の利用について」

市税の納付は、便利で安心な口座振替のご利用をおすすめします。

お申込みは、預金通帳、通帳届出印鑑と納税通知書を持って、市内の銀行、信用金庫、農協、労金、郵便局窓口へお越しください。

詳細については、財政局収税企画課（口座振替窓口）へお問合せください。

お問合せ先

財政局収税企画課（口座振替窓口）
（電話）093-967-6955

「土地と家屋の調査にご協力ください」

市では、土地や家屋の利用状況を把握するため、現地調査を行っています。

なお、職員は、「固定資産評価補助員証」を携帯していますので、不審な場合は確認をお願いします。

また、土地の用途を変更した場合や家屋の増改築、取り壊しをした場合は、東部市税事務所固定資産税課までご連絡ください。

お問合せ先

東部市税事務所固定資産税課
（小倉北区役所内）
（電話）093-582-3370

法人会の経営者大型総合保険制度
広げよう
企業保障の
大きな森を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもりま

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険）

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型）

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主（契約者と被保険者が同一人の場合に限る）の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型）]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DaiDO 大同生命保険株式会社

九州支社 福岡県北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10（大同生命北九州ビル5F）
TEL 093-521-0786

AIG AIG損害保険株式会社

九州支店 福岡県北九州市小倉北区鍛冶町2-3-31（富士火災小倉ビル6F）
TEL 093-511-3821

F-2019-1016（2019年8月27日）
19-073026 2021-8

昭和29年頃



どこか懐かしさを感じる
古き良き昭和の雰囲気が残るまち

栄町銀天街

門司港栄町商店街振興組合
理事長 白浜 尊誓



Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償



業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

*本サービスはAIG損害保険株式会社がディーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
北九州支店
〒802-0005 北九州市小倉北区堺町2-3-31 富士火災小倉ビル
TEL. 093-511-3821 FAX. 093-511-3820
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(22-073001)

期限内納付のための納税資金の 積立てをお願いします！(※4)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※5) (確定申告1回、中間申告不要)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予約が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



法人会

さらに詳しくはWEBへ

国税庁 消費税 検索

